改正省令附則第四条の規定により読み替えられた算定省令第十六条第一項に規定する額	○円七十銭
健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第二条の規定により読み替えられた平成十八年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十八年改正法第七条の規定による改正前の老人保健法第五十六条第四項に規定する実績負担調整加算率	○

○厚生労働省告示第百四十三号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）附則第十三条の三第四項及び第十四条の二第四項、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第一条の三第一号並びに高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）の規定に基づき、平成二十九年度における高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を次のように定めたので、同令第四十七条第一項並びに附則第二十五条及び第三十条の規定により公示し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

区分	率又は額
高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（以下「省令」という。）第三条に規定する前期高齢者交付算定率	○・○○○三二○
省令第五条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率	一・○二八六三
省令第八条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率	一・○○四九六
省令第八条の二に規定する厚生労働大臣が定める率	○・九七五九一一五六八一三三
省令第九条第三項に規定する概算補正係数	一・○七九二九
省令第十一条に規定する一人平均前期高齢者給付費見込額	四十二万九千六百三十七円
持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第五十三号。以下「平成二十九年改正令」という。）第五条の規定による改正前の省令第十五条において準用する、平成二十九年改正令第五条の規定による改正前の省令第九条第三項に規定する確定補正係数	一・○八○九七
省令第十六条に規定する一人平均前期高齢者給付費額	四十二万千三百三十三円
省令第十七条において準用する省令第三条に規定する前期高齢者納付算定率	○・○○○三二○
省令第十八条第一項第一号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	一・○七九九二
省令第十八条第一項第二号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	二・○五八五三
省令第十八条第一項第三号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	○・四八七二二

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第一条の三第一号に規定する厚生労働大臣が定める額	五百六十三万五千百八十六円
省令第十九条第二項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率	○・九八一八二
省令第十九条の二に規定する加入者一人当たり調整前負担調整見込額	百九十五円
平成二十九年改正令第五条の規定による改正前の省令第二十条の二に規定する加入者一人当たり負担調整対象額	五十七円
省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額	三円六十銭
省令第三十六条において準用する省令第三条に規定する後期高齢者支援算定率	○・○○○一七一
省令第三十七条第一号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	一・一○八二七
省令第三十七条第二号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	一・○八二二四
省令第三十八条に規定する加入者一人当たり負担見込額	五万八千八十一円
省令第三十八条の二に規定する総報酬割概算負担率	○・○二一四四七七五
平成二十九年改正令第五条の規定による改正前の省令第四十条に規定する加入者一人当たり負担額	五万三千五十七円
省令第四十一条において準用する省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額	三円四十銭
省令附則第二十三条に規定する加入者一人当たり負担見込額	一円二十七銭
省令附則第二十四条において準用する省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額	三十三銭
高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）附則第十三条の三第四項に規定する納付金確定拠出率	○・○○一一○九一○
法附則第十四条の二第四項に規定する支援金確定拠出率	○・○一○○九○四○

○厚生労働省告示第百四十四号

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）第四十七条第二項の規定に基づき、平成二十九年度における全保険者平均前期高齢者加入率を次のように公示する。

平成二十九年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

区分	率
高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（以下「省令」という。）第十条第一項に規定する全保険者平均前期高齢者加入率見込値	○・一五二六五一三一○
省令第十五条において準用する省令第十条第一項に規定する全保険者平均前期高齢者加入率	○・一四八三二七二二